

第 20 号議案

令和 6 年度

吉田町水道事業会計予算

令和6年度 吉田町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度吉田町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | | |
|-----|-------------|-------------------------|
| (1) | 給水戸数 | 14,179件 |
| (2) | 年間総配水量 | 4,500,000m ³ |
| (3) | 1日平均配水量 | 12,329m ³ |
| (4) | 主要な建設改良事業 | |
| | ア 基幹管路耐震化事業 | 73,029千円 |
| | イ 水道施設更新事業 | 125,335千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | |
|-----|-----------|-----------|
| 収 入 | | |
| 第1款 | 水道事業収益 | 609,168千円 |
| | 第1項 営業収益 | 542,122千円 |
| | 第2項 営業外収益 | 67,046千円 |
| 支 出 | | |
| 第1款 | 水道事業費用 | 594,571千円 |
| | 第1項 営業費用 | 545,537千円 |
| | 第2項 営業外費用 | 48,033千円 |
| | 第3項 特別損失 | 1千円 |
| | 第4項 予備費 | 1,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額339,079千円は、減債積立金10,000千円、建設改良積立金50,000千円、過年度分消費税資本的収支調整額27,787千円、過年度分損益勘定留保資金78,893千円、当年度分損益勘定留保資金172,399千円で補填するものとする。）。

| | | |
|-----|-----------------|-----------|
| 収 入 | | |
| 第1款 | 資本的収入 | 126,664千円 |
| | 第1項 企業債 | 100,000千円 |
| | 第2項 他会計出資金 | 6,325千円 |
| | 第3項 国庫（県）支出金 | 11,638千円 |
| | 第4項 その他資本的収入 | 8,701千円 |
| 支 出 | | |
| 第1款 | 資本的支出 | 465,743千円 |
| | 第1項 建設改良費 | 314,289千円 |
| | 第2項 企業債償還金 | 150,396千円 |
| | 第3項 国庫（県）支出金返還金 | 1,058千円 |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------|---------------|-------|---|---|
| 建設改良事業 | 千円 100,000 | 証書借入 | 6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 業務量の増加、経済情勢の変化により、水道事業の業務のため直接必要な経費に不足が生じたとき
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 59,675千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,581千円と定める。

令和6年3月1日提出

吉田町長 田村典彦